

退職勧奨対処法

退職勧奨も様々です。退職勧奨されたが断ったらそれ以降勧奨も無く普通に仕事をしている。こんなケースは稀です。多くの場合は退職者（解雇対象）のターゲットとされているので繰り返し退職勧奨されます。

突然の退職勧奨！絶対やってはいけないことは「退職届」を提出することです。会話の中で同意することもだめです。曖昧な態度も避けましょう。大切ことは「退職には応じません！」「私は辞めるつもりはありません！」ときっぱり断ることです。退職勧奨されても応じる義務は労働者にはありません。辞めるつもりが無ければきっぱり断ることが大切です。

会社はなかなか応じようとしない労働者に対して「応じなければ解雇することになる」「地方に配転する」「降格する」「賃金を下げる」等々脅迫的な言葉や、密室で多人数で取り囲んで「説得」したりします。退職勧奨行為そのものは許されることですが、勧奨行為を超え「強要」することは違法行為となります。退職勧奨時の会社の対応を記録しておくことは万が一争いになった時重要な証拠となります。メモを残し、ICレコーダーで会話を記録しましょう。繰り返される退職勧奨から身を守る対処法を簡単に書きます。

相談に行く！相談するところは
●行政（労働局、労働相談情報センター等）●法テラス、個人加盟出来る労働組合、ユニオン等
1人悩んでも解決しません。経験豊富な労働組合・ユニオンに相談することが解決の近道です。

個人で対応する場合は、口頭で拒否するだけより、文書で意思表示することが大切です。内容証明郵便、配達証明付き郵便で退職勧奨には応じない意思を会社代表者（社長）宛に送りましょう。

それでも退職勧奨が止まらない場合は個人加盟出来る労働組合・ユニオンに相談しましょう

万が一同意してしまっても！

雰囲気負け、退職に同意してしまった場合でも会社の対応によっては退職同意を撤回させることが出来る場合もあります。時間をおかずに「退職同意の撤回」文書を内容証明郵便で会社に提出しましょう。

労組に相談

退職勧奨はターゲットを絞っていますので多くの企業はしつこく繰り返します。個人での対応は限界がありますのでなるべく早い時期に個人加盟出来る労働組合・ユニオンに加入し、団体交渉を申し入れましょう。全労は1人でも、だれでも入れる組合です。相談は03-3234-1816まで電話して下さい。